

議案第 1 号

いじめの重大事態の調査結果の公表に係る考え方について

令和 6 年（2024 年）1 月 26 日提出

教育長 檜 田 英 樹

いじめの重大事態の調査結果の公表に係る考え方について、添付のとおりとする。

（理 由）

このたびのいじめの重大事態の調査結果の公表にあたっては、いじめ防止対策推進法や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に示す調査の趣旨に沿って公表内容を検討するという視点が十分ではなかった。

これを踏まえ、当該調査結果の再公表に向けて、その意義や目的を改めて整理する必要があるため、本議案を提出する。

(案)

いじめの重大事態の調査結果の公表に係る考え方について

札幌市教育委員会

1 はじめに

このたびのいじめの重大事態の調査結果の公表にあたっては、情報公開請求を受けた場合と同様に取り扱い、札幌市情報公開条例に照らして非公開部分を判断し公表版を作成したが、結果として、いじめ防止対策推進法や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に示す調査の趣旨に沿って公表内容を検討するという視点が十分ではなかった。

このことを踏まえ、以下に示す考え方に基づき、教育委員会として改めて公表版を作成し、いじめの重大事態の調査結果を公表することとする。

2 公表の意義と目的

(1) 公表の意義

いじめ防止対策推進法第3条（基本理念）第3項には「いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。」と示されていることから、社会総がかりで取り組むいじめの防止等の対策に調査結果に係る情報を役立てることが公表の意義と考える。

(2) 公表の目的

上記(1)を踏まえ、公表の目的を次のとおり整理する。

調査結果の公表を通して、再発防止のための取組の一環として、いじめの実態やこれに対する対処等に関する必要な情報を広く市民と共有することにより、

ア 学校や教育委員会が当事者として厳しく事実に向き合い、児童生徒の育成を第一義とした公正かつ適切ないじめ指導体制の構築や、教育行政の推進に役立てる。

イ 疑心暗鬼や憶測などをできる限り生まないようにし、社会全体でいじめ問題を考えていく契機として、市民とともに再発防止を含むいじめ防

止対策や健全育成活動の促進を図る。

ウ 市民目線に立った開かれた学校づくりを促進し、学校・家庭・地域が協働して、いじめ防止に向けた取組を推進することができる教育環境を創りあげる。

エ 家庭教育の重要性が認識され、情操や道徳性、互いを尊重し合う人間関係づくりを行う力の素地等を培う家庭教育の充実に役立てる。

3 公表版の再検討にあたっての考え方

- (1) 公表版の再検討にあたっては、札幌市情報公開条例に照らし、同条例第7条第1号本文及び第7条第4号クに留意し、いじめの実態やこれに対する対処等に関する必要な情報を可能な限り公開することにより、再発防止を含むいじめ防止対策に生かせるようにする。
- (2) 公表の意義や目的に資するよう、一般人であれば個人の識別が不可能な情報については可能な限り公開することとする。

4 その他

- (1) 再検討した公表版は、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、当該生徒の保護者から事前に文案の了解を取るよう努めることとし、公表はそののちに行う。
- (2) いじめの重大事態の発生件数については、これまでは、文部科学省が実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の実施要項「5 結果の公表の方法」に示されている内容に従い、公表していなかったところだが、今後は、公表の意義と目的に資する取組の一環として、文部科学省が実施する調査結果の本市の状況の公表に併せて、本市が独自に把握した年度別の発生件数の総数及び1号案件・2号案件の内訳を公表する。
- (3) いじめ防止対策推進法施行以降、令和4年度までのいじめの重大事態の発生件数は、上記(2)とは別に公表する。
- (4) 今後、札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会の助言を得ながら、札幌市教育委員会における「いじめの重大事態の公表に関するガイドライン」を作成し、公表する。

【参考】札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）

第7条（実施機関の公開義務）

実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

(2)、(3) （略）

(4) 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、次に掲げるものの

ア～キ （略）

ク アからキまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの